

リサイクルステーション

- ◇とき 8月1日(日) 午前9時～11時(時間厳守)(時間外のもの、お受け取りできません)
 - ◇ところ **旧日本ラインシュロス駐車場**(太田橋東側)
 - ◇回収対象 市内在住者で、一般家庭のものに限ります
 - ◇回収品目 ①新聞 ②雑誌 ③折り込みチラシ ④ダンボール ⑤紙箱(ビニールなどがついていけば取り除く。金・銀ばくでコーティングされたものは、可燃物に出してください。また、紙類はきちんと分別してお持ちください) ⑥牛乳パック(きれいに洗い、切り開いてお持ちください。内側にアルミはくがついているものは可燃物に出してください) ⑦使用済み食用油 ⑧古着(春夏物衣料品、綿素材のもののみ回収します) ⑨アルミ缶(きれいに洗い、つぶさないでお持ちください。スチール缶、鍋類、スプレー缶などは持ち込まないでください) ⑩ペットボトル ⑪発泡スチロール・食品トレイ
- ※古着は、東南アジアへ衣料品として輸出(冬物以外)や工場のぞうきんとして利用(綿素材のもの)または、綿の材料とされているため、回収するものを限らせていただきます
- ※アルミ缶は、買い上げを行いません
- ※時間帯によっては駐車場が混雑しご迷惑をおかけします。時間に余裕をもってお越しください

(注)6業種とは、エステサロン・外国語会話教室・家庭教師派遣・学習室・パソコン教室・結婚相手紹介サービスのことをいいます。

特定継続的役務とは、エステティックサロンとか外国語教室、学習塾などのように一定期間目的を持って続ける継続的なサービスのことをいい、「特定商取引に関する法律」で6業種(注)が規定されています。これら6業種は、クーリング・オフはもちろんです、法定の損料を支払えばいつでも中途解約できます。ところが、その中途解約にあたって、サービスに付随して購入した商品の解約がトラブルの原因となっています。

特定継続的役務6業種関連商品と推奨商品の違いにご注意!

窓口は…
消費生活相談情報
中濃地域振興局振興課
電話 0574-25-3111
岐阜県消費生活センター
電話 058-265-0999



消費者へのアドバイス

- (1) サービスについての契約をする時に、契約書に「関連商品」と書かれているかどうか必ず確認してください。「推奨商品」と書かれていたら要注意。8日間のクーリング・オフ期間が過ぎたら解約できません。
- (2) 家庭教師サービスの場合は教材販売、エステサービスの場合は化粧品や下着の販売が主目的であることがよくあります。契約書に記載されている「役務(有)・(無)」の項目欄を確認し、(無)に○印がしてある場合には、サービスの契約ではなく、単なる商品(教材や化粧品)を購入しただけになります。
- (3) 長期間にわたるサービスの契約は慎重にしましょう。

※消費生活で困ったことがありましたら、早急に最寄りの相談窓口にご相談してください

契約書面には、化粧品は「推奨商品」であること、小さな文字で解約できないと書かれていました。しかし、実際は「化粧品はセット」「エステに必要」と言われて契約していたので、消費生活センターから業者に「関連商品」だから未使用分については法定損料の範囲内で解約

◇処理

1. 1カ月前に、エステサロンで美顔エステサービスと化粧品の購入契約をしましたが、肌に合わず続けることが無理だと思い解約を申し出ました。しかし、「エステサービスは解約できても、化粧品は推奨商品だから解約できない」と言われました。どうしてですか。
(20歳代 女性)

◇相談

2. 「推奨商品」とは、サービスを受けるにあたって、お薦めの商品という意味、これを購入した場合は、消費者が主体的に進んで購入したことになります。そのため、中途解約の場合には、サービスの部分は解約できても、未使用の商品については解約できないこととなります。

に心じるように交渉しましたが、業者は「推奨商品」であると言いきり、結局エステのサービスしか中途解約できませんでした。

1. 「関連商品」とは、サービスを受けるにあたって、必要とする商品を意味します。その中で、サービスと商品が一体化して、契約書面に必ず記載されることになっています。ですから、中途解約の場合には、サービスと同様、未使用分の商品についても解約できません。